

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 80 改正会計基準等の公表について

平成 27 年 3 月 26 日に企業会計基準委員会は下記の 3 つの改正された会計基準等を公表しています。

- 1、改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」
- 2、改正企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」
- 3、改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

今回は上記改正のうち平成 27 年 3 月期決算において適用が求められる 2 つの会計基準等についてご説明します。

1、「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表

従来の退職給付に関する会計基準の適用指針（以下、「適用指針」とします）では複数事業主制度を採用している場合における確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行うにあたり、対象となる年金制度全体の直近の積立状況等、すなわち、年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額が注記項目とされています（退職給付に関する会計基準 33 項 2 号、従来の適用指針 65 項）。

改正後の適用指針では、上記の「年金財政計算上の給付債務の額」という名称から「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」という名称に変更されました。

これは平成 24 年 1 月及び平成 26 年 3 月に発出された厚生労働省通知により、厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われたことに伴い改正を行うものであり、実質的に従来と同じ内容の注記を求めています。なお、適用にあたっては、表示方法の変更として取り扱います。

2、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等の公表

昨年度において、単体開示の簡素化を目的として改正された財務諸表等規則の一つに、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、1株当たり当期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記及び自己株式に関する注記の注記を要しないという改正がありました（財務諸表等規則 95 条の5の2第3項、95 条の5の3第4項、107 条2項）。

今般、1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない場合には、以下の3項目の開示の要否が不明確であったことから、取り扱いを明確にするため「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等（以下、「会計基準」とします）が改正されました。

(ア) 取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の取扱い（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 22 項）

(イ) 無償取得した自己株式に関する注記の取扱い（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針 15 項）

(ウ) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い 17、18 項）

当該改正により、連結財務諸表において1株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記を記載している場合には、個別財務諸表において上記（ア）～（ウ）までの注記についても不要となります。

上記2つの適用指針及び会計基準等は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る

財務諸表から適用されます。したがって、3月決算の会社は、平成27年3月期の年度決算で適用されることに留意が必要です。